

◆ 年末は混雑しますので、早めに搬入してください

年末年始の資源・ごみの持ち込み

【問い合わせ】 さくらリサイクルセンター ☎ 20-9272 FAX 20-2575 ✉ sakura@city.iga.lg.jp



処理施設へ直接持ち込む場合は次のとおり受け入れます。必ず分別して時間内に搬入してください。
※年末年始のごみ収集は、伊賀北部地区は「資源・ごみ収集カレンダー」、伊賀南部地区は「ごみ収集日程表」をご覧ください。
※地域美化活動に伴う減免は、事前申請が必要です。

◆伊賀北部地区（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田）

○可燃ごみ、硬プラ・革製品類、容器包装プラスチック、びん類、金属類、埋立ごみ、紙・布類、粗大ごみ など

【受付日】 年末：12月30日(月)まで

年始：1月4日(土)から

※日曜日、祝日は休場

【受付時間】 午前9時～午後4時30分

【手数料】 50kg以下500円

※50kgを超える場合は、50kgごとに500円を加算

【持込先】 さくらリサイクルセンター

(治田3547番地の13)

○コンクリート、土、瓦、ブロック、レンガ、タイル など

【受付日】

年末：12月27日(金)まで

年始：1月6日(月)から ※土・日曜日、祝日は休場

【受付時間】 午前9時～午後4時

【手数料】 搬入車両（2t車以下に限る。）の最大積載量100kgにつき500円を乗じた額

※100kg未満は100kgとします。

【持込先】 不燃物処理場（西高倉4631番地）

☎ 23-8991

【問い合わせ】 ○さくらリサイクルセンター

○各支所振興課（上野・青山支所を除く。）

◆伊賀南部地区（青山）

○燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチック、資源（びん類、缶、ペットボトル、古紙・古布など）、粗大ごみ など

【受付日】 年末：伊賀南部クリーンセンターまでお問い合わせください。

※通常土・日曜日、祝日は休場

(12月15日(日)は受け付けます。)

年始：1月6日(月)から

【受付時間】

午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

【手数料】 10kgごとに120円 ※資源は無料です。

【持込先】 伊賀南部クリーンセンター

(奥鹿野1990番地) ☎ 53-1120

【問い合わせ】 ○伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

○青山支所振興課

◆ 新成人の皆さんの前途を祝福し、成人式を開催します

成人式にご出席ください

【問い合わせ】 生涯学習課 ☎ 22-9679 FAX 22-9692 ✉ gakushuu@city.iga.lg.jp



【とき】

1月12日(日) 午後2時～(受付:午後1時30分～)

【ところ】

○崇広中学校区 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室

○城東中学校区 前田教育会館 蕉門ホール

○緑ヶ丘中学校区 ヒルホテルサンピア伊賀 4階白鳳の間

○上野南中学校区 ゆめぼりすセンター2階

○柘植・霊峰中学校区 伊賀市商工会館2階

○阿山中学校区 あやま文化センター さんさんホール

○島ヶ原中学校区 島ヶ原温泉やぶっちゃん 多目的ホール

○大山田中学校区 大山田産業振興センター どんぐりホール

○青山中学校区 青山ホール 多目的ホール

※原則として卒業した学校区の会場へ出席してください

い。卒業生以外は、現在の居住地または勤務地域の学校区の会場へ出席してください。ご自分の学校区が不明な場合は、お問い合わせください。

【対象者】 平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人

11月20日現在、伊賀市に住民登録のある人には12月初旬に案内状を発送します。当日はこの案内状をご持参ください。

なお、伊賀市出身の人で、現在、学校や就職などで転出している人も出席できますが、案内状が届きませんので、当日受付で本人(年齢)確認のため健康保険証、運転免許証などを提示してください。

◆ 市内で事業をしている全ての人（法人・個人）は必ず申告してください

償却資産申告書を提出してください

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9614 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp



償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が事業のために使用する土地・建物以外の有形資産をいいます。例えば、一般家庭のミシンは課税対象となりませんが、縫製工場などで使用している場合は償却資産として課税対象となるため、収益の有無に関係なく申告が必要です。

【対象者】

市内で事業を行っている全ての法人・個人

【課税の対象例】

○ 構築物

駐車場などに使用しているアスファルト舗装・車止めなどの設備、広告塔、門、塀、そのほか土地に定着する土木設備など

○ 機械・装置

工作機械・印刷設備・土木建設機械（ブルドーザーなど）・厨房設備（窯・オーブン・業務用キッチンなど）・太陽光発電設備・製造設備などの機械類

○ 車両・運搬具

フォークリフト・構内運搬具・車両運搬具など
※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く。

○ 工具・器具・備品

ミシン・事務用備品（机・棚・パソコン・エアコンなど）・理容美容器具（化粧台・鏡など）・遊戯器具（ゲーム機・パチンコ台など）・看板・医療用器具（診療台・レントゲン機器など）・そのほか工具など

※リース機器などは貸与主が課税の対象者となるため、所定の欄にリース先を記入してください。

【申告書の入手方法】 12月中旬に発送します。届かない場合はご連絡ください。

※市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

申告書に必要な事項を記入の上、郵送または持参してください。詳しくは市ホームページに掲載している「償却資産申告の手引き^{えるたっくす}」をご覧ください。

※便利な電子申告（eLTAX）もご利用いただけます。

【提出期限】 1月31日（金）

【提出先】 課税課

※各支所住民福祉課でも受け付けています。

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの提出をお願いします。

◆ 凍結・破損事故を防ぐために

水道管の冬支度をしましょう

【問い合わせ】 上下水道部水道工務課 ☎ 24-0002 FAX 24-0006 ✉ suidou-koumu@city.iga.lg.jp



気温がマイナス4度以下になると水道管の中の水が凍るといわれています。12月から2月にかけて、各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発します。このような事故を防ぐため、水道管の凍結防止対策をお願いします。

◆ 防寒材を取り付けましょう

むき出しになっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて保護してください。

◆ 水道管が凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

◆ 水道管や蛇口が破損したとき

量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないと

きは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の水道指定工事店へ修理を依頼してください。

※量水器より内線（宅内）側で、破損（漏水）により発生した水道の料金はお客様負担となります。

※水道指定工事店について、詳しくは「伊賀市くらしのガイドブック」をご覧ください。

※この時期に長期間留守にする場合は、止水栓を閉めるなどの対応をお勧めします。

【申込先・問い合わせ】

○ 水道の給水申し込み・漏水・水道メーターの取り替えなど
上下水道部水道工務課

○ 検針・開閉栓・料金など
水道お客様センター

☎ 24-0013 FAX 24-0007

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。